るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.01644

AC_{24} ＝ 0.01663

AC_{25} ＝ 0.01688

AC_{26} ＝ 0.01747

AD_n　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.04385

AE_{24} ＝ 0.04434

AE_{25} ＝ 0.04500

AE_{26} ＝ 0.04658

AE_{27} ＝ 0.042

AE_{28} ＝ 0.0410

AE_{29} ＝ 0.0413

AE_{30} ＝ 0.0414

$AE_{令元}$ ＝ 0.0409

$AE_{令2}$ ＝ 0.04113

$AE_{令3}$ ＝ 0.04146

$AE_{令4}$ ＝ 0.00565

$AE_{令5}$ ＝ 0.00766

$AE_{令6}$ ＝ 0.01154

AF_n　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成23年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正

るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.01646

AC_{24} ＝ 0.01669

AC_{25} ＝ 0.01696

AC_{26} ＝ 0.017

AD_n　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.04390

AE_{24} ＝ 0.04450

AE_{25} ＝ 0.04522

AE_{26} ＝ 0.044

AE_{27} ＝ 0.042

AE_{28} ＝ 0.0411

AE_{29} ＝ 0.0414

AE_{30} ＝ 0.04146

$AE_{令元}$ ＝ 0.04094

$AE_{令2}$ ＝ 0.04119

$AE_{令3}$ ＝ 0.00251

$AE_{令4}$ ＝ 0.00565

$AE_{令5}$ ＝ 0.00766

AF_n　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成23年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正